

令和5年7月24日
令和5年度第1回運営協議会協議事項

WEB会議システムを利用した会議への出席について（案）

（WEB会議システム利用の可否）

- 1 会長が必要と認めるときは、委員はWEB会議システム（出席者の音声と画像が他の出席委員に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

（出席の取扱い）

- 2 三重県国民健康保険運営協議会規則第4条第2項に規定する出席について、WEB会議システムを利用した参加についても、同項の出席と認めることができる。WEB会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

（WEB会議に出席する場合に確保すべき環境）

- 3 WEB会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。会長が議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはいけない。

（会議の非公開に関する取扱い）

- 4 附属機関等の会議の公開に関する指針第3により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。